

札幌市立元町中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を指す。

(2) いじめに対する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは、「いつでも、どこでも、どの子にも起こりうる問題」であることを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身の及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒理解を深め、全教職員が一丸となって対応し、いじめられている生徒を学校が徹底して守り通すという姿勢が大切であると考えます。

2 いじめを未然に防止するために

「いじめが起こらない学校づくり」を目指して、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめの生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくり

授業の中で、「友達の良さを実感する」「相手のこと（立場）を思いやった発言をする」などの生徒相互の関わりを大切にした授業展開を意識し、誰もが安心して発言できる中で、「分かる・できる」ことが実感できる授業づくりを目指す。

(2) 生徒の自己有用感を高められる機会の充実

「居場所」づくり、「絆」づくりなどを意識した生徒会活動や学校行事に取り組み、生徒が互いに認め合い、信頼し合う人間関係づく

りを目指す。

(3) 人権教育、道徳教育の充実及び体験活動などの推進

人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、道徳や特別活動を通して規範意識や集団の在り方について学習を深めさせる。

(4) 情報モラルの習得

「非行防止教室」などを活用し、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育て、特定の子どもに対する誹謗・中傷による「ネットいじめ」の防止を啓発する。

(5) 学校、P T A、地域の関係団体との連携を図る

地域や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。また、P T A集会などでいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、いじめ根絶に向けての意見交換をする場を設ける。

また、策定した学校いじめ防止基本方針を、入学時及び各年度の開始時に生徒、保護者等に説明するとともに、学校のホームページに掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにする。

3 いじめへの早期発見の取り組み

いじめは早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と生徒の信頼関係の構築が重要であり、生徒観察を通し生徒の小さな変化を敏感に察し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。

(1) 生徒との信頼関係の構築

日常生活の中で生徒の声に耳を傾け、生徒の考えや思いを否定せず受け入れる中で、思いやりのあるアドバイスを心がけ、何でも相談できる人間関係を構築できるように心がける。

(2) 日常的な生徒観察の充実

休み時間や放課後活動など校内生活での死角をなくし、「生徒のいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。また、人を揶揄するなどいじめにつながるちょっとした生徒の言動を見逃さず、助言や指導を行う。暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいこと、

いじめられていても本人が否定する場合やけんかやふざけ合いであつても見えないところで被害が発生している場合があることも踏まえ、きめ細かく観察を行う。

(3) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

5月と11月に悩みなどに関するアンケート調査を行い、すべての生徒を対象に教育相談を行い、いじめの発見、早期解決に努める他、記載者の匿名性を守る無記名のアンケートを実施し、生徒の様子を客観的に把握する。

(4) 保護者との信頼関係の構築

日ごろから生徒の良いところや気になるところなど学校の様子について連絡・相談することが、保護者の学校理解や学校への信頼となる。そうした保護者との良き関係を築くことによって、保護者がいじめに気付いたときに、学校にすぐに相談できる土壌となり、早期発見につながる。

4 いじめへの対応

いじめの相談、目撃情報、兆候の発見があつたときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。まずはいじめられている生徒に寄り添い、苦痛を取り除くことを優先し、迅速に事実確認と適切な指導を行う必要がある。その際、特定の教員で抱え込まず初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決にあたるように共通理解を図ることが重要である。

(1) 的確な初期対応と事実確認を行う

被害生徒を守り通すとともにいじめをやめさせ、その再発防止のために教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

- ①被害生徒に寄り添い、安心させ、苦痛を取り除く。
- ②被害生徒やその保護者の立場に立ち、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により詳細な事実と経過の確認を行う。
- ③集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する生徒に再確認をする。

＜把握すべき情報例＞

- (1) 誰が誰をいじめているのか（加害者と被害者の確認）
- (2) いつ、どこで起こったのか（時間と場所の確認）
- (3) どんないじめを受けたか（内容の確認）
- (4) いじめのきっかけは何か（背景と要因）
- (5) いつ頃から、どのくらい続いているか（期間）

（２）組織的な対応と教職員の共通理解

- ①管理職、生徒指導部と情報を共有し、事実確認及び指導の方向性を確認し解決に当たる。
- ②朝の打ち合わせなどで全教職員と情報を共有し、授業や休み時間の見守りを強化する。
- ③必要に応じて、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- ④他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。

（３）被害生徒及び加害生徒への対応

＜被害生徒＞

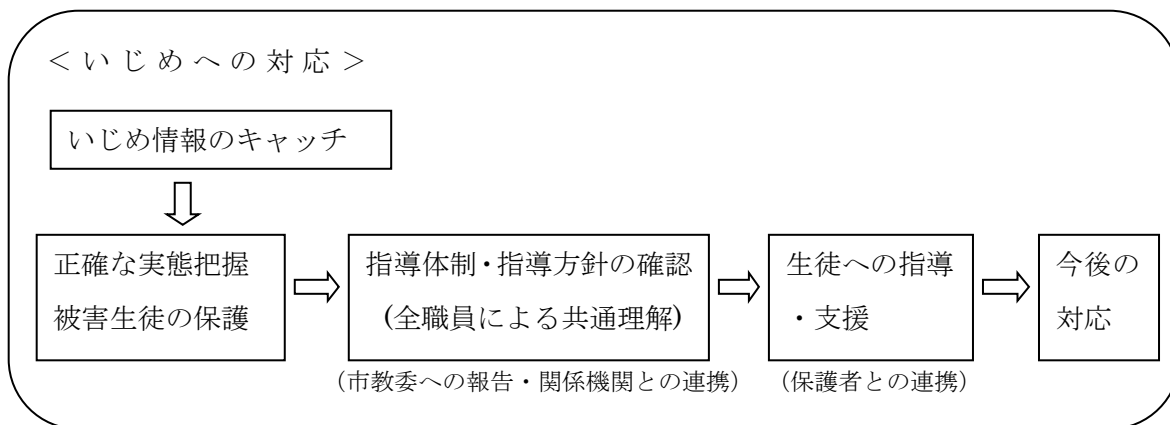
- ①被害生徒を徹底して全力で守り抜く姿勢を見せる。
- ②被害生徒が安心して教育を受けられるように必要な処置を講ずる。
- ③複数教員による家庭訪問又は来校していただき、報告及び今後の方向性について理解をいただく。
- ④本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に対応する。
- ⑤ＳＣの活用や専門機関による継続的な心のケアに取り組む。

＜加害生徒＞

- ①どのような理由があってもいじめは許されないことを理解させ、行為に対する十分な反省を促す。
- ②あくまでも被害者を守る観点から加害生徒への対応に当たる。
- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、被害者へ謝罪させると共に、再発防止に努める。
- ④いじめたという事実にとまらせず、いじめた生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ⑤保護者に来校又は家庭訪問を複数教員で行い状況を説明し、理解と協力を求める。

<他生徒>

- ①傍観、取り巻き、囃し立てるなどの行為が、いじめを深刻化させることを理解させる。
- ②どのような理由があってもいじめは許されないことを理解させ、いじめ根絶の啓発を図る。



4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ②被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛が感じられていないと認められること。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめ再発の可能性を念頭に当該生徒を日常的に注意深く監察する必要がある。被害生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、双方の当事者や周りのもの全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって達成されるものである。